

明代神樂觀攷

滋賀高義

ついで

祠祭分掌諸祀典及天文・國恤・廟諱之事。凡祭有三。

天神地祇の祭祀を、國家における最高の典礼とすること
は、天命思想にもとづく中國歷代王朝の、必要にして欠く
べからざるものであり、天子たる者が主祭するもつとも大
切な行事であることは、いまさら論をまつまでもないこと
である。

しかし、この祭祀に関しての責任官庁は礼部であつて
『明史』卷七二には

尚書掌天下禮儀祭祀宴饗貢舉之政令

とあり、國家の儀礼・祭祀・饗宴・貢舉の政令について、
礼部の長官が統括責任者となることが知られるのである。

とあって、礼部の役人で位階が正五品に列せられている祠
祭清吏司の郎中が、事務上の任にあたるのである。さらに
この辺の事情を

按周宗伯之職雖掌邦礼。而司徒既掌邦教。所謂礼者。
僅鬼神祠祀而已。至合典樂典教。內而宗藩。外而諸蕃。

上自天官。下逮医師・膳夫・伶人之属。靡不兼綜。則自明始也。

二

と記録しているのであり、かつて周の官制において、六卿の一たる春官の長官である宗伯は、邦礼をつかさどる職務であつたが、すでに地官の長官たる司徒が、教化・農商の任にあたつており、邦礼といつても実際には鬼神の祭祀のみであった。しかし明朝の礼部は、上は親藩・大臣の接待から、下は樂人にいたるまで統括をするようになつたと、説明されているのである。言葉を換えていうならば、明朝における天神地祇の祭祀についての政令は、その大牢・小牢の供物から樂人にはいたるまでの、あらゆる任務が礼部に課せられていたのである。

さきに「明初の神楽觀と道教^①」と題して、もともと道教とはなんの関係もない神楽觀に、有徳の道士周玄初を提点として任命し、樂生を道童より選出したのは、当時の道教界内部の事情と、太祖の建国当初における宗教界掌握政策の結果であったと論じたが、本論においては、神楽觀についての若干の補稿と、明朝職官制度における神樂觀の位置づけ、および世宗と樂舞生との関係を考察していくことにする。

神樂觀が明朝によって建設されたのは、さきの拙論によつて示したように洪武十二年（一三七九）十二月のことであり、その位置は、都城外にある天壇の西であつて、洪武門をされること一里ほどの所である。この時に太祖が下した詔が『金陵玄觀志』卷十三に勅諭神樂觀としておさめられており、それによれば、

開基守業。必勤政為先。趨事赴公。非信誠必責。伝云乎。国之大事。在祀与戎。曩古哲王。謹斯二事。而上帝皇祇。悅賜天下安和。生民康泰。朕起寒微。而君宇内。法古之道。依時以奉上下神祇。其于祀神之道。

若或不潔則非。為生民以祈福。而保己命也。昔劉康公成肅公會晉侯伐秦。祭于社稷之神。然後興師。當祭之時。畢則受胙之禮。其受之時。必思洋洋乎。在其上而穆穆。然或左而或右。委心敬慎。而受之則祥。故敬勝怠者吉。怠勝敬者滅。所以成肅公。受胙之時。起慢神不恭之貌。因伐秦而卒。是以知敬者必有動作礼義威儀之則。以定命也。于斯祀神之道。能者養之以福。不能者敗之以禍。是故君子勤礼。小人尽力。勤礼莫如致敬。尽力莫如敦篤。敬在養神。篤在守業。朕觀古人之敬神

也若是。其驗禍福亦若是。斯可謂無神而不信乎。可謂佞神而祈福乎。二者皆不可。惟敬之以禮而已。朕設神樂觀。備樂以享上下神祇。所以撥錢糧若干。以供樂舞。生。非倣前代帝王。求長生之法。而施之。然長生之道。世有之。不過修心清淨。脫離幻化。速疾去來。使無艱阻。是其機也。於戲。昔殷周之父老何存。漢唐之耆宿安在。果長生之道乎。朕設神樂觀以備樂。碑之於觀。以示後世。其觀主不潔。樂生不精。瞻生不足。以此觀之。不但。君不勤于祀事。其朝臣觀主。必也亦然。若君勤於祀事。朝臣觀王。無一体之敬。則國有常憲。故茲勒石。想宜知悉。洪武十二年歲次己未十二月 日建

威儀の規則に従つて、執行しなくてはならないのである。このような意味から自分は、神樂觀を建設し、樂を準備して天地の神々を祭祀するのであって、かつての帝王のように長生を得たいがためにするのではない。長生の道は修心・清淨以外にはないのであり、夢のようなつまらない考えを、すみやかに取りのぞいて悩みを無くすることであつて、大変に重要なことである。という意味のことを述べているのであって、樂を準備して神々を祭祀することは、国家の安泰と人民の幸福のために他ならず、なんら自己の私欲から執行するものではないと、神樂觀建設の趣旨を公示したのである。

とするされているのである。すなはち國家統治上の大切な事には、祭祀と軍備とがあり、昔から立派な天子は、このことを重んじていたのであって、その結果、神々から天下の平和と人民の安泰を賜っていたのである。自分は貧しい庶民から身を起し、天下を統一して君主となつた者であり、

古道に従つて天地の神々を祭祀し、もつて人民の幸福を祈るのである。しかして祭祀にあたつて、慢神や不恭の振る舞いがあつては、成瀟公が秦を放伐せんとして死亡したようには、神々の怒りにふれて成功しないのである。だから祭祀をおこなう時には敬神の心をもつて、古来の動作・礼義・

成祖初。惟易天壇為天地壇。余悉復洪武間制。

世宗釐祀典。分天地壇為天壇・地壇。山川壇・耤田祠
祭署為神祇壇。大祀殿為祈穀殿。增置朝日・夕月二壇。
各設祠祭署。又增設協律郎・贊禮郎・司樂等員。万曆
四年改神祇壇為先農壇。

と、その変遷について記録している。すなわち三代目成祖の時になつて、これまで使われていた天壇の名称を天地壇と変更し、ついで十二代目世宗の時には、天地壇をわけて天壇・地壇とし、その他に神祇壇・祈穀殿・朝日壇・夕月壇などを、名称変更または増設などしているのであって、その後は神宗の万曆四年（一五七六）に、神祇壇を先農壇に改名していることが知られるのである。もつとも祭壇を分離し、名称を改変しても、その祭神は昊天上帝（皇天上帝）・大明（日）・夜明（月）・星辰・太歲・皇地祇・五嶽・五鎮・四瀆・風雲雷雨・天下山川の神々であることに変りはなく、むしろ石橋氏によれば「その祭神が明代には非常に整理されており、これまで数百位から一千数百位を算した従位の祭神が、國初から既に二〇数位に減少せられ、嘉靖（世宗時代）の大革制には、さらに東西四座計九位にまで減ざられ、中國に於ける郊祀の一大変革である。」とまでのべられるに至つてゐるのである。

三

ともあれ、「樂を準備し神々を祭祀することは、國家の安泰と人民の幸福のためである。」という太祖の考えによつて、建設されたのが神樂觀であることは、さきにのべた

とおりであるが、この神樂觀には『大明會典』卷二六二によれば

洪武十二年。置神樂觀。設提点・知觀・專管樂舞生。以供祀事。屬之太常寺云。凡樂舞生。洪武初。選用道童。後樂生用道童。舞生以軍民俊秀子弟為之。

とあって、提点・知觀・樂舞生が任命されたことが知られるのである。^④ しかして、この役職の定員については、

設提点一員。知觀一員。領觀事。

提点知觀各壹員。每員每月支米一石五斗。每年芝蔬一石。^⑤ ……

と記載されており、それぞれ一名であったことが知られるのである。しかるに『太常統考』卷七によれば

觀建于圓丘壇之西。坐西向東。觀前有門。題曰神樂觀。中為殿演樂其中。南北兩廊。殿旁為左右門。又後為玄帝殿。殿後南北俱有廊房。以貯樂器及官生袍服。提点官辭。建于殿之西。前為門內為儀門。中為公座。左右為知觀房。後為提点房。永樂年建。提点一員。知觀二員。樂舞生一千五百十三名。^⑥ ……

と記録されており、提点は一名のままであるが、知觀が二名に増員されているのである。このことは、提点の官舍の左右に知觀の部屋があることによつても、確認されうるの

であつて、建造物そのものも南京神樂觀と規模が異なつてゐるのである。もつとも、「永樂年建」とある点より永樂十八年（一四二〇）十一月に、郊社宗廟の宮室が完工した時に建設されたものと考えられるのであり、成祖が北京に遷都した時点で、知観の増員がおこなわれたと考えられるのである。

ついで樂舞生一一五三名の記録であるが、樂舞生の定員については、
凡各壇樂舞生。洪武初。命選道童為樂舞生。額設六百
名。……

とあるように、太祖の時代には六〇〇名であったが、成祖が燕京（北京）に遷るにあたって、三〇〇名の樂舞生を隨行せしめていたのであり、北京を帝都と定めるによよんで五二七名にしているのである。また世宗の時代には
嘉靖年間。建世廟・四郊・太歲・神祇壇及九廟。共用
樂舞生二千三百名。後裁革八百余名。止存一千三百五十
十三名。
三十年題准。陵祀日增。酌定用樂舞生一千一百五十三
名。其余二百名仍革去。永為定例。
と記録されており、世廟・四郊などの建設にともなつてその定員も増加し、もつとも多い時には二二〇〇名の樂舞生

が、神樂觀に起居をしていたのであって、嘉靖三十年（一五五二）に至つて、一一五三名に落着いたことが知られるのである。この間の事情をさきの『太常統考』卷七では

嘉靖五年。世廟添二百二十五名。

十年。建太歲・神祇壇。添二百二十九名。

十五年。建九廟。添一千二百二十九名。共二千二百名。

二十五年。禮部為去冗食查革四百四十一名。

二十九年。言官題革四百零六名。

三十年。言官條陳革二百名。止存一千一百五十三名。
と、くわしく記載されているのである。

明朝三百年におよぶ歴史において、創業の天子である太祖が実施した政策は、おおくの場合「祖風」として遵守されたのであり、三代目成祖も靖難の変においては、甥の恵帝の政策変更を批判し、「祖風に歸す」ことを標榜して、その篡奪を正当化したのであって、すでに容認されている事実である。その成祖が神樂觀の樂舞生に関しては、洪武十三年（一三八〇）太祖によつて六百名と定められた人員を、永樂十八年（一四二〇）にいたつて五百二十七名の定員としているのであり、これがまた約一百年後の嘉靖五年（一五二六）には、世廟の建設とともに二百十五名増員されて、七四二名となり、ついで五年後の嘉靖十年（一五三二）に二

二九名増員して九七一名となし、さらに嘉靖十五年（一五三六）には、一挙に一二二九名と二倍以上の増員をして、二千二百名の定員としているのである。さすがに樂舞生の不見識な増加に対する反省がおこり、嘉靖二十五年（一五六〇）には、冗食すなわち無駄な経費を削減する目的をもつて、四四一名の定員減を実施して一七五九名とし、さらに嘉靖二十九年（一五五〇）と同三十年には、それぞれ四百六名と二百名の減員を実行して、一一五三名の定員としたことが知られるのである。しかし、この一一五三名を嘉靖三十年以降の定例としたにもかかわらず、穆宗の隆慶三年（一五六九）には

隆慶三年。……是後冠帶樂舞生以四十八名為額。

在一千一百五十三名之外。^⑫

とあるように、冠帶樂舞生なる者を樂舞生とは別個に設けているのであり、事実上の定員増にほかならないのである。

ともかくも、石橋氏によつていわれているように、祭神の整理など世宗によつて実行された嘉靖の大革制も、こと樂舞生についてはいたずらに定員を増加し、一時は太祖の定めた樂舞生数の三倍強にも達しているのであり、わずか二十五年の間に見識のない増減をおこなつてゐるのである。

嘉靖二十五年に所管庁の礼部によつて「冗食を去る」を

理由に定員の削減を実施された樂舞生の経費であるが、『太常統考』卷七の俸給の項に

……。其樂舞生米糧。洪武七年五月奉聖旨。每名月支口糧六斗。……

とするされており、洪武七年（一三七四）には、月に六斗の食糧が各員に現物支給されていたことが知られるのである。これが永樂二年（一四〇四）には、成祖の指示に従つて六斗の食糧と冬夏の布・絹・綿が、洪武年間と同様に現物で支給されているのであるが、北京に遷都して後には、三斗三升の食糧と食塩・麦・胡麻・大豆などが支給されているのである。これらのこととは細目にわたつてさきの俸給の項に記録されているが、それによれば

神樂觀提点正六品。知觀從八品。俱無俸薪。毎月毎員

支米一石五斗。毎年毎員小麦一石一斗三升一合。折銀

九錢六分一釐三毫五絲。芝蔴五升七合三勺七抄。折銀五分七釐三毫七絲。黃豆二斗九升九合四勺。折銀二錢三分九釐五毫二絲。三項共折銀一兩二錢五分八釐二毫四絲。食鹽五斤八兩。

冠帶樂舞生。未及六年者。毎名毎月支米一石。毎年小麥・芝蔴・黃豆三項。折銀數目。又米柴四百六十四斤。折銀六錢九分六釐。

樂舞生一千一百五十三名。毎名毎月支米三斗三升。毎年小麦。芝蘿・黃豆三項。折銀數日。木柴折銀數目。

食塩數目。

ということになるのであって、正六品の提点と從八品の知觀とは、ともに官吏俸禄表によれば

正六品

禄米一百石 債鈔二十貫

從八品

禄米六十五石 債鈔六貫五百文

と、すでに太祖の時代に規定されているにもかかわらず、雜職の教坊司和声郎に毎月支給されるのと、同額の俸米が給付されていたのである。このことは公式の場における取扱いは官吏待遇であったが、実質的には吏員待遇にほかならなかつたことを物語つてゐるのであり、記録中にみられる「員」という文字は、この点を充分にわきまえたものと考えるのである。しかも支米一石五斗の割注に、先年まで毎員に毎月支給した米は三斗三升であつたが、万曆四年

注に、提点と同じとしてある点より、いわゆる雜穀類は提點・知觀・冠帶樂舞生・樂舞生の別なく、同等に支給されていたことがわかるのである。

もつとも給与としては、これまでにのべた定額が支給されていたのであるが、これとは別に賞与も、それぞれに給付されていたことが知られるのである。⁽¹⁴⁾すなわち

(1) 每年正旦・冬至・万寿聖節三次。……。冠帶樂舞生。及各壇奉祀祀丞。神樂觀提点・知觀・樂舞生。……。

……。每員名各賞鈔五貫。

(2) 每年樂舞生一名。給賜綿布三疋。折銀九錢。苧布三疋。折銀六錢。生絹一疋。折銀七錢。白綿半斤。折銀二錢五分。共計銀二両四錢五分。

(3) 其冠帶樂舞生。無柴薪者亦与焉。

(4) 每年正旦・中元・冬至三次。給賜樂舞生。節米五升。

(5) 每年祭四郊社稷。給賜樂舞生淨衣。圓丘二百八十七套。方沢二百六十一套。社稷春秋二祭。各二百二十六套。朝日壇二百三十二套。夕月壇二百三十七套。

とあり、(1)については提点・知觀・冠帶樂舞生・樂舞生の、全員に支給される賞与的性格のものであり、(2)は毎年樂舞生の最優秀者にあたえられる特別賞と考へられ、(3)の冠帶樂舞生に給付されるものは、さきの俸級における樂舞生と

の不均衡をおぎなう性格を持つており、(4)は一一五三名の樂舞生に支給された三斗三升を、おぎなう意味も含めた行事手当であつて、(5)の淨衣支給は、祭祀に奉仕するに際して、清浄なることが絶対的条件であるところより、各壇の出演者の人数にあわせて新しい衣服を給付した、いわゆる奉仕手当的なものと理解されるのである。いづれにしても提点以下、神樂觀に所属した人々の給与面に関しては、大変に低いものであったことが知られるのである。

さきに公式の場における取扱いは官吏待遇であつたとのべたが、『大明会典』卷二二六によれば

凡遇朝会。本觀提点。班在僧錄司左善世之下。道錄司正一之上。知觀。班列于僧錄司左覺義之上。道錄司左至靈之下。

と記録されており、朝会においては佛教統制機関の僧錄司の長官であり、正六品に列せられている左善世の次席にならび、道教統制機関の道錄司の長官であつて、おなじく正六品に列せられている正一の上席であったことがわかるのである。また知觀の席次については、おなじ従八品である

僧錄司の左覺義の上席であり、道錄司で正八品に列せられる左至靈の次席についてのである。すなわち正六品の席には、佛教——神樂觀——道教とならび、従八品の席次は神

樂觀——佛教——道教の順となつたのであって、朝会に際しての席順が、そのまま社会における位置づけとして考へる場合、つねに道教よりも上位にあつたのである。朝会における席順を、道先仏後・仏先道後として血道をあげて争う時代は、すでに過去のものとなつて、明代では佛教——道教の順位が確立されていたと窺知されるが、道童より選出されて樂舞生となり、知觀・提点も多くの場合は、道士もしくは樂舞生より選ばれた神樂觀の地位が、仏教とはほぼ対等に位置づけられ、道教の上位にあつた理由については、さきに発表した拙論において考究したところであるが、建国当初の道教界における内部事情と、それをたくみに利用して、対道教政策を成功裡にすすめた太祖の、なみなみならぬ配慮があつたものと考えるのである。ともかく天子の祭祀に奉仕することによって、たとえ俸給は低くても、社会的地位に満足を抱かしめるという点において、明代における神樂觀存在の一因があつたことは否定出来ないのである。

四

さきに天神地祇の祭祀についての、あらゆる任務が礼部に課せられたとのべたが、その実務を担当したのが太常寺

である。洪武元年（一三六八）に明朝の官制が定められるや、太常寺は天地・宗廟・社稷・山川・神祇等の祭祀をつかさどることになったのである。⁽¹⁵⁾ しかしながら

太常掌祭祀礼樂之事。總其官屬籍其政令。以聽於禮部。⁽¹⁶⁾ と記載されているように、礼部の統括下にあったのであり、その組織は

太常寺。卿一人・少卿二人・寺丞二人。其属典簿序。典簿二人・博士二人・協律郎一人・贊礼郎九人・司樂二十人。天壇・地壇・朝日壇・夕月壇・先農壇・帝王廟・祈穀殿・長陵・獻陵・景陵・裕陵・茂陵・泰陵・顯陵・康陵・永陵・昭陵各祠祭署。俱奉祀一人。祀丞二人。犧牲所吏目一人。

からなつていたのであって、太常寺の責任者である卿は正三品、次席の少卿は正四品、寺丞は正六品に列せられていたのである。この太常寺に所属していたのが神樂觀であつて、もっぱら樂舞生をつかさどり、祭祀にそなえていたのである。換言すれば神樂觀は、天神地祇の祭祀における末端組織であつて、提点も太常寺の寺丞と同等の地位であり、知観にいたっては協律郎と贊礼郎との、中間職にほかならなかつたのである。ましてや、その監督下にあつた樂舞生の地位は、とるにたりないほどの下級であったことはいう

までもないのであり、さきにのべた給与によつても、充分に了解出来るところである。

このような地位に甘んじてゐた樂舞生が、大量に太常寺卿に登用された時代があるのである。すなわち正三品の官吏に抜擢されているのであって、『太常統考』卷七には、国初の洪武元年（一三六八）から明朝末に近い崇禎八年（一六三五）までに、任命された卿の氏名が記録されているのである。初代の楊訓文にはじまり、胡惟庸・魏觀とつづく總勢一二〇名のうち、進士及第者八九名が圧倒的におおく、ついで樂舞生出身者が十五名をかぞえるのである。このほか薦舉者四名、徵辟者二名、博学儒士、文学、鄉試合格者各一名などの氏名がみられるのである。進士及第者のほとんどは、

隆慶元年（一五六七）以降に任命された人々であり、薦舉者・徵辟者・儒士・文学者などは、すべて洪武年間に太常寺卿になつた人であつて、建国当初の混乱と人材難を考慮すれば、当然の所置であつたと思われるのである。薦舉者のうちの一人である道士丘玄清の任命も、時の政治情勢を加味したものであり、十一年におよぶ在職期間も異例であったことが知られるのである。しかして樂舞生が登用されているのが、永樂・天順・弘治の各年代に一名づつ、成化四名、嘉靖に八名と記録されているのであって、そのうち

天順元年(一四五七)に任命された李希安は、礼部の長官である尚書にまで昇進しているのであり、嘉靖八年(一五二九)任命の陳道瀛は工部の尚書に、嘉靖十年(一五三二)の金贊は礼部の次官にあたる侍郎に、嘉靖三十六年(一五三七)の師宗記もおなじく礼部の右侍郎に、それぞれ昇格しているのである。もっとも進士及第者の太常寺卿のなかでも、他に昇進または転出した人を二十九名かぞえることが出来⑯るが、尚書になった三名を含めて誰一人、礼部に移った人はなかつたのである。いづれにしても高級官僚試験に合格した進士が、他の部署に転出し昇進するのは、当然のことと考えられるのであるが、たんに道童や軍民の子弟というだけで、樂舞生に選ばれた者をして、高級官吏職に任命することには不自然さを感じさせられるのである。しかも樂舞生出身の四名は『明史』のなかにおいて、専伝はもとより附伝すら見出すことが出来ないのであって、彼等が昇進した当時の政界の動きに、異常なものが窺知出来るのである。

この異常さは特に嘉靖の時代に頂点に達しているのであって、嘉靖八年に進士の聞淵が退任して陳道瀛を任命してより、隆慶元年(一五六七)に進士の鄒應龍が後任となるまでの三十八年間は、樂舞生出身の八名が太常寺卿の職についているのである。すなわち世宗の時代の大半を樂舞生よ

り抜擢された者が、正三品の官職についているのである。しかも石橋氏が研究された圜丘造営の時期⑰と一致して、のちに工部尚書に昇進した陳道瀛と、礼部侍郎となつた金贊仁とが太常寺卿に任命されているのである。これらの事実は、樂舞生に対する世宗の信任のあつさを、物語るものといえなくもないが、その反面において郊廟百神の祭祀を、古法によっておこなわんとする世宗の意中を察し、これに迎合する立場をとつた樂舞生が、存在したとも考えられるのである。さきにのべたように、嘉靖五年から樂舞生の定員が増加をはじめ、同十五年にはその極に達し、そののち冗食を理由に減員の実施がおこなわれ、同三十年には太祖によって定められた、ほぼ二倍になつてゐるのである。世宗の意志にしたがつて祭祀を古法によるとすれば、その定員も古法にしたがわねばならないのは当然の理であつて、それが二千二百名であれば、さきの理由をもつて定員を削ることは不可能であり、たとえ天子の許可があつたとしても、この増減には不自然さが残るのである。

五

これまで礼部と太常寺との関係、提点・知観・樂舞生の、職官制度中における位置づけを中心として考察してきたの

であるが、明朝において低い地位にあつたと思われる樂舞生が、世宗時代にあつては高級官僚である礼部尚書や太常寺卿に任命されているのであり、しかも世宗によつて天神地祇の祭祀の制が、大変革されているのである。明朝一代を通して遵守されたはずの太祖の制度が、この時代に大きく変動するところに疑問を感じるのであり、その裏面には英明な天子ともいわれた世宗と、科挙の制度によるところなく、これまで下級職にあまんじていた樂舞生との、密接な関係が看取されるのであって、あたかも明朝が天子と宦官との関係において、衰亡の末路をたどつた遠因の一端を、窺知することが出来るのではないかと考えるのである。

註

- ① 大谷学報第四三卷第二号
 ② 明史卷七四、職官三
 ③ 石橋丑雄著『天壇』一〇三頁～一〇四頁所収
 ④ 樂舞生と道童との関係については、①の拙論参照
 ⑤ 金陵玄觀志卷十三
 ⑥ 太常統考卷七、神樂觀の条

- ⑦ ①の拙論参照
 ⑧ 国權卷十七、永樂十八年十一月戊辰
 聖皇考高皇帝。……。
 立兩京。置郊社宗廟。創建宮室。……。今工告成。
 ⑨ 大明会典卷三二六
 ⑩ 大明会典卷二二六
 永樂十八年。題樂舞生三百名。隨駕於燕。定都後。額設五百
 二十七名。
 ⑪ 大明会典卷二二六
 ⑫ 太常統考卷七
 ⑬ 皇明制書上卷
 ⑭ 洪武禮制卷七
 ⑮ 太常統考卷七
 ⑯ 太常統考卷七
 ⑰ 洪武元年。定官制。本寺止掌天地・宗廟・社稷・山川・神祇
 等祭祀。
 ⑱ ①の拙論参照
 ⑲ 明史卷七四、職官三
 ⑳ ①の拙論参照
 ㉑ 楊旦(明史卷一四八)、陸光祖(明史卷二二四)、邵輔忠
 (明史三〇六)
 ㉒ ㉓ ③の一〇二頁～一〇三頁参照
 (本学助教授 東洋仏教史学)